

平成29年度 大阪地方労働審議会

労働災害防止部会

議 事 録

大 阪 労 働 局

1 開催日時

平成30年2月9日（金）午前10時から正午

2 開催場所

大阪労働局（大阪合同庁舎第4号館2階第2共用会議室）

3 出席者

（1）委員

公益代表

尾崎 雅俊

上田 恭規

水島 郁子

労働者代表

松川 真之介

松本 昌三

使用者代表

島岡 秀和

中村 直之

（2）事務局

労働基準部長 小島 敬二

監 督 課 長	綿貫 直
安 全 課 長	石井 聡
健 康 課 長	中田 昌志
労 災 補 償 課 長	秋葉 大輔
主 任 監 察 監 督 官	神田 哲郎
主 任 安 全 専 門 官	井内 一成
主 任 衛 生 専 門 官	松井 啓
副 主 任 労 災 補 償 監 察 官	上西 敏治

4 議 題

- (1) 会長の選出
- (2) 会長代理の指名
- (3) 第13次労働災害防止計画（案）について

5 議 事

○監督課長 皆様おはようございます。

定刻より少し早いですが、既に委員の方々もおそろいですので、これから労働災害防止部会を開催させていただきたいと思います。

部会の開催に先立ちまして、事務局からご案内を申し上げます。

私は、監督課長の綿貫でございます。どうぞよろしく申し上げます。

まず、お手元の資料をご確認いただきたいと思います。

本日、机上に配付させていただいております資料が8点ございます。上から順に読み上げますので、ご確認いただければありがたいと思います。

まず、議事次第、次に大阪地方労働審議会労働災害防止部会の名簿、それから配席図、資料1「大阪地方審議会」と書かれた資料、その中には、次のページを見ていただいたら、地方労働審議会令などの規程が記載されているものがございます。次に、資料2「平成29年度大阪地方労働審議会労働災害防止部会」と書かれた資料でございます。資料3「大阪労働局第13次労働災害防止推進計画（案）」でございます。資料4「第12次労働災害防止計画のまとめ」、資料5「第13次労働災害防止計画（案）」というものでございます。

資料につきまして漏れ等ございませんでしょうか。

では、続きまして、本日、委員の出席状況をご説明いたします。

公益代表委員が3名、労働者代表委員が2名、使用者代表委員が2名ということでございます。計7名のご出席をいただいておりますので、地方労働審議会令第8条第1項の規定により、本部会が有効に成立していることをご報告いたします。

本部会が成立していることを受けまして、ただいまから平成29年度大阪地方労働審議会労働災害防止部会を開催いたします。

会長が決まるまでの間、事務局が議事の進行をさせていただきます。

まず、会議の公開についてご説明いたします。

大阪地方労働審議会運営規程第5条の規定に基づき、本部会は原則として公開することとされています。その具体的手続につきましては、大阪地方労働審議会傍聴規程に定められています。

本日の審議会につきましては、この傍聴規程に基づき開催の周知を行いました。傍聴の申し込みがなかったことをご報告いたします。

また、大阪地方労働審議会運営規程第6条第2項の規定により、その議事録についても公開することとされています。議事録については、発言者のお名前も記載させていただきますので、ご了承いただきたいと思います。

それでは、開会に当たり、大阪労働局労働基準部長の小島からご挨拶申し上げます。よろしくお願いいたします。

○労働基準部長 おはようございます。

労働基準部長の小島でございます。

本日はお忙しい中、大阪地方労働審議会労働災害防止部会にご出席を賜りまして、心からお礼申し上げます。また、平素から労働行政、とりわけ安全衛生行政の推進に格別のご支援、ご協力を賜っておりますこと、重ねてお礼申し上げます。

さて、本日は、来年度から始まります第13次労働災害防止計画についてご審議をいただきたいと思います。国の労働災害防止計画は、戦後の高度成長期における産業災害や職業性疾病の急増を踏まえまして、昭和33年に第1次の計画が策定されたところでございます。

当時、大阪においても年間500人以上の方が労働災害で亡くなっておられたという状況でございました。近年は、それも年間50人前後までということで、大きく減少しているところでございます。

労働災害防止計画は、その期間を5年と定めまして、社会経済の情勢や技術革新、働き方の変化等に応じながら、これまで12次にわたり策定されてきたところでございます。

この間、産業災害や職業性疾病の防止に取り組む行政機関、事業者、労働者の方々の安全衛生活動を推進する際の実施事項や目標などをお示しして取り組みを促進するということによりまして、我が国の労働現場における安全性の水準の大幅な改善に寄与してきたものと我々も考えております。

しかしながら、近年、その改善傾向には鈍化が見られまして、前計画でございます第12次労働災害防止計画における労働災害の発生状況につきましては、後ほど詳しくご説明申し上げますが、目標とした数値を大きく上回ってしまい、目標達成ができなかったという状況でございます。

また、近年、労働安全衛生関係では、化学物質対策やメンタルヘルス対策など、一定の成果は見られたものの、まだまだ継続して推進する必要がある施策もございます。さらに、働き方改革の推進に向けまして、治療と職業生活の両立支援に係る取り組みを推進していく必要があるというような状況でございます。

このような状況を踏まえまして、本日ご審議いただきます大阪労働局第13次

労働災害防止推進計画の案を作成させていただいたところでございます。

この案の中には、大阪の産業構造や大阪の就労状態、そういったものを踏まえて、大阪の特性を生かしたものとさせていただいているところでございます。

本日は、皆様方の忌憚のないご意見を賜りまして、当局の労働災害防止施策に反映させていただきたいと考えておりますので、ぜひ積極的なご議論をいただきますようお願いさせていただきまして、開会の挨拶とさせていただきます。本日はよろしくお願いたします。

○監督課長 次に、委員の皆様のご紹介をさせていただきます。

お手元の資料に、大阪地方労働審議会労働災害防止部会名簿をお配りしております。その名簿順に委員の皆様をご紹介させていただきます。

まず、公益代表の皆様でございますが、尾崎委員でございます。

○尾崎委員 よろしくお願いたします。

○監督課長 上田委員でございます。

○上田委員 よろしくお願いたします。

○監督課長 水島委員でございます。

○水島委員 よろしくお願いたします。

○監督課長 続きまして、労働者代表の皆様ですが、松川委員でございます。

○松川委員 よろしくお願いたします。

○監督課長 松本委員でございます。

○松本委員 よろしくお願いたします。

○監督課長 佐々木委員は、本日もご欠席でございます。

○監督課長 続きまして、使用者代表の皆様でございますが、島岡委員でございます。

○島岡委員 よろしくお願ひいたします。

○監督課長 中村委員でございます。

○中村委員 中村でございます。どうぞよろしくお願ひします。

○監督課長 三村委員は、本日もご欠席でございます。

それでは、議事に入りたいと思います。

議題の1つ目は、会長の選出でございます。

地方労働審議会令第6条第5項の規定により、会長は公益委員のうちから委員が選挙することと規定されております。委員の間でご推薦いただき、選出させていただくことでいかがでしょうか。

○上田委員 水島委員にお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」と言う者あり)

○監督課長 ただいま上田委員から、水島委員を会長ということで、ご了解いただきました。ありがとうございました。

それでは、水島委員に会長にご就任いただくということになりましたので、以後の議事の進行につきましては、水島委員にお願いしたいと思います。よろしくお願ひします。

○水島部会長 僭越ではございますけれども、ご推薦をいただきましたので、

部会長を務めさせていただきたいと思います。

皆様のご協力のもと、円滑に議事を進めてまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

まず、本日の議事録の署名委員を指名したいと思います。

大阪地方労働審議会運営規程第6条第1項に、議事録には部会長及び部会長の指名した委員2名が署名することと定められています。

署名委員として、私のほか、労働者代表委員から松本委員、使用者代表委員から中村委員を指名させていただきます。よろしくお願いいたします。

議事2、会長代理の指名でございますが、地方労働審議会令第6条第7項の規定に基づき、会長代理の指名をさせていただきます。尾崎委員にお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、議事3、第13次労働災害防止計画（案）についてに入ります。

第13次労働災害防止計画（案）の策定状況について、事務局から説明をお願いします。

○安全課長 安全課長の石井でございます。よろしくお願いいたします。

私のほうからは、大阪労働局第13次労働災害防止推進計画（案）につきましてご説明させていただきます。

お手元の資料3に案の全文をおつけしております。

時間の都合もございますので、本日は資料2のパワーポイントを用いまして、要旨だけを説明させていただきたいと思います。着座にて説明させていただきます。

ます。

まず、計画期間でございます。平成30年度から平成34年度の5年間となっております。

第13次労働災害防止計画をご説明する前に、前計画であります第12次労働災害防止計画の取りまとめにつきましてご説明させていただきます。

資料のほうは、資料4に詳細を取りまとめております。

グラフのほうを見ていただきますと、平成24年と比較して、平成29年までに労働災害による死亡者数を12%以上減少させるということを目指に取り組んでまいりました。

平成27年と平成28年、47人あるいは51人ということで目標を達成しておりましたが、残念ながら、昨年、平成29年につきましては57人の方が、1月末現在の速報値ですけれども、亡くなられているということでございます。

年度前半に死亡災害の急増もありまして、大阪労働局といたしましては緊急対策を実施いたしましたが、その後、高速道路等での墜落災害等もございまして、目標達成には至らなかったという状況でございます。特に57件中19件が建設業によります死亡災害ということになっております。

続きまして、右のグラフでございます。死傷災害の状況でございますが、こちらも平成24年と比較して、休業4日以上の労働災害を14%以上減少させるという目標に取り組んでまいりました。グラフを見ていただきますと、目標に対しまして実績がほぼ横ばい状況になっております。これは、第3次産業での災害

が半数を占めており、この第3次産業での災害が減少しなかったことが、目標達成には及ばなかった要因と考えられます。続きまして、下のスライドでございませう。

大阪労働局の第13次の労働災害防止推進計画でございませうが、まず、対策の方向性ということで、先ほどご説明しました第12次の状況も踏まえまして、死亡災害につきましては、まず、昭和30年代後半には年間500人以上の方が亡くなられておられましたが、近年は50人前後まで大きくは改善してきております。

また、第9次の災害防止計画の時期、およそ20年前と比較しますと、製造業は約半数まで減少してきています。建設業につきましても50%以上減少しておりますが、やはり墜落・転落災害の占める割合、これが第9次の災害防止計画の時点では半数以下でありましたが、昨年は60%を超えるということで、墜落・転落災害の占める割合が高まっているというような状況がございませう。

一方、死傷災害につきましては、第3次産業で、先ほど申し上げましたが、労働者数が増加をしているという、この増加を考慮したとしても、なお増加傾向が著しいという状況がございませう。また、事故の型では、墜落・転落、挟まれ・巻き込まれ等は大きく減少しておりますが、一方で転倒災害が大幅に増加してきているという状況でございませう。

これらを踏まえまして、本計画の方向性といたしまして、年齢階層が高年齢に移行していることや就業構造の変化への対応から、管理者及び各級に応じた教育の充実が重要であると考えており、働き方の多様化にも対応した対策を推

進んでいくことが必要と方向づけをしております。

続きまして、次のスライドでございます。

計画の目標でございます。

まず、死亡災害につきましては、目標であります平成34年までに15%以上減少させることで、今現在速報値で57名でございますので、48人以下ということを目標にいたします。

死傷災害につきましては、平成34年までに5%以上減少させるということで、今現在の推計値、これは3月末まで統計が確定できませんので、前年と同じ増加率と見たときに、およそ8,366名の死傷者ということを見込んでおりますので、7,947人ということを予定しております。

あと、死亡災害の中で、特に多くを占めます建設業、製造業につきましては、別途平成34年までに15%以上減少させるということで、建設業につきましては16人、製造業につきましては9人以下ということを目標にしております。

それから、死傷災害につきましては、陸上貨物運送事業、小売業、社会福祉施設、飲食店、これに特に注目いたしまして、平成34年までに死傷年千人率で5%以上減少させるということを目標にしております。

年千人率につきましては、その次のスライド、ここに説明をしておりますけれども、いわゆる1年間の平均労働者数分の1年間の死傷者数掛ける1,000ということで、1,000人当たり何人の方がけがをするかという率であらわしております。これを行うことで、人口が増加していても災害の発生率につきました

では、一定の指標で確認できるという利点がございます。

次のスライドは時間の関係もあるので飛ばさせていただきます、計画の重点目標ということで6つの重点目標、(1)から(6)を重点に取り組んでいくこととしております。

その主たる目標の中ですけれども、1つは建設業の、先ほど申し上げた墜落・転落災害が多いということで、これの防止対策の徹底でございます。

まず、1点目は、ショックアブソーバー付きのフルハーネス型安全帯を使用するというので、建設関係の方は十分ご存じのことと思います。建設業、それから製造業におきましても、高いところで作業される場合は、もちろん手すりを設置することで墜落防止を図るというのは原則でございますが、どうしても手すりを設置せずに作業しなければならない場合は、安全ベルトというのを腰に巻きまして、墜落したときにこれでぶら下がるようにということで使っていますけれども、これは胴ベルト式というのですが、この胴ベルト式を使っているのは実は日本だけでございまして、ヨーロッパとかアメリカは全部、ハーネス型というものになっております。

ハーネスといいますのは、いわゆるパラシュートとかで使うような形で、股に足をひっかけるのと肩ベルトで、体全体で受けるという構造になっています。胴ベルト付きでも、万が一誤って墜落したときにはもちろん安全帯をしていれば助かるんですけれども、落下高さともロープの長さを足しますと2メートルぐらい落ちますので、そのショックで内臓破裂を起こしたという例が6件ぐらい、

過去5年ぐらいの統計でございまして、そういうことから、ハーネス型、しかも、そのときのショックを和らげるためにショックアブソーバー、これはややゴム状になっておりまして、一気にばんと力がかからないんですね。あちらのほうは平ロープでしたので、一気におなかに力が掛かるということです。

もう一つは、2丁掛けも大阪の場合は推奨しておりまして、これは過去の災害事例を見ますと、いわゆる安全帯を掛け替えるときに墜落しているという事例がございまして、一方を外すときは、次のフックを先に掛けてから前のほうを外すということで、いかなる状態であっても、どこかに安全ベルトがかかっているということを推奨するというので、これは大阪労働局が第12次労働災害防止計画のときから進めております命綱GO活動というのがございまして、その活動の中で展開しております。

さらに、厚生労働省のほうで、平成30年度にはハーネス型を基本とするという労働安全衛生規則の改正も予定しているということでございまして、これを中心に建設業の墜落・転落の防止を図っていくということがまず第1点目でございます。

それから、もう一点は、建設業の災害の傾向を見ますと、入職1年以内の未熟練者による災害が減少されていないということと、現場従事者の高年齢化、この2点を踏まえまして、危険体感教育とか現場送り出し教育等、それぞれの特性に応じた安全衛生教育の徹底、それから職長や、キーマンになります安全衛生責任者、これらの資質の向上のための能力向上教育に準じた教育受講を進

めることとしております。

続きまして、製造業における対策でございます。

製造業におきましては、やはり機械によります挟まれ・巻き込まれ災害、それから、去年はクレーンによる災害で6件、死亡災害があります。それとフォークリフト、それから動力運搬機、ショベルローダー、こういう機械に起因します災害が13件ということで、きちっとしたリスクアセスメントの実施と、これに基づきますリスクの低減措置の実施を指導していくということを推進することにしております。

それから、次のスライドでございます。

第3次産業対策でございます。

先ほど申し上げましたように、第3次産業による災害が全体の半数を占めていること。特に小売店、飲食店での災害が多いのですけれども、小売店、飲食店の場合は、ほとんどの店舗が小規模でございますのと、いわゆる店長さんはおられるんですけれども、店長以外のほとんどがパート・アルバイトの非正規という状況でございます、しかも店長自体も特に権限を与えられていないと、こういう状況がございます。

こういうことから、個別の店舗を指導するのではなくて、大阪にありますスーパーとか回転ずしチェーンですとか牛丼のチェーン店、そういうところの本社にお集まりいただいて連絡会議というのを設置しております。その会議の中で各々の災害防止の事例を発表してもらうことで、他社のいいところをどんど

ん吸収していってもらふ効果と、いい事例につきましては、取り組み事例集という形で作成させていただいて、各署が事業場を指導するときの参考にするということなどを行っており、これを継続的に第13次労働災害防止計画におきましても推進していくこととしております。

それから、百貨店につきましては、大阪に在阪の百貨店が多くございますので、百貨店は先ほどとは別に連絡協議会を設置しており、また、大規模商業施設、いわゆる何とかモールとかというのはかなり大阪は多くございまして、そういうところには小さいテナントがたくさん入っておりますので、そういうところにつきましても、定期的に連絡会議を持っておられるということで、そこへ私どもがちょっと時間をいただいて安全衛生の指導をさせてもらうこと。そういう形で取り組んでいくということを考えております。

それから、先ほど申し上げた教育の件でございますが、管理者各級に応じた教育、これは作業員に対する教育は雇入れ教育ですとか、あと作業マニュアルをつくって教育というのが結構できていますけれども、いわゆる中間職、特に先ほど申し上げた第3次産業におきましては、エリアマネジャーという形をとられているところが多いのです。店長ではなくエリアマネジャーが、実際に各店舗を見て回りながら災害防止の指導をするということがございますので、そういう中間管理職的な方にも教育を充実させるために、転倒災害防止に係るeラーニングを今、本省が作成する予定をしておりますが、こういう教材を活用した上で順次行っていくことを考えております。

あと、一番下でございます。転倒災害の防止につきましては、いわゆる安全の見える化。それから、防滑靴。これは、飲食店は厨房のところが油や水で濡れており、それからスーパーマーケットでもバックヤードのところは結構水を使って野菜を切ったりされていますけれども、そういうところで滑って転倒するということが多いので、滑り止め用の靴を着用することを指導しております。

それから、次のページに出ていますが、これは安全見える化運動というのを第12次労働災害防止計画にあわせて行っていました。例えば、こちらの右、これは倉庫と書いていますが、これはホームセンターでございます。ホームセンターで荷物を高さ2メートル以上積まないことになっているのですが、なかなか2メートルという概念が湧かないので、こういうふうにバーを上から吊ることで、この高さ以上には積まないように見える化をしています。

左下のは百貨店でございますが、スプリンクラーの下1.2メートルほどに荷物がありますと、いざというときに水で消火できないということで、これも上からちょっとリボンをつることで、この高さですと見える化をしています。

右下のフォークリフトは、製造業の現場です。ちょっと見にくいですが、ちょうど1つ、黄色いところ、トラロープを張っておりまして、フォークリフトは後退するときによく後方にいる作業員を巻き込むことが多くございまして、後ろを振り向いて指差し呼称をするように指導をしているんですけども、後方を振り向いたときに、きちっとこのロープが目線に入るまで振り向きましょうということで、本当に費用的には数百円でできるんですけども、こ

これは効果が結構高かったと聞いています。

こういう50ぐらいの事例を集めまして、事例集を作成して、また安全教育の資料にさせていただくとか、現在、大阪中央労働基準監督署にもこれをパネルにしまして展示するとか、そういう形で比較的費用がかからなくて、どこの会社も取り組みやすい事例ということで、この見える化の取り組みを引き続き推進していくこととしております。

それから、続きまして、就業構造の変化、働き方の多様化に対応した対策ということでございます。

交通労働災害防止対策につきましては、これは府警本部とか近畿運輸局との連携を引き続き図っていくこととしておりますが、昨年度の特徴といたしまして、新聞販売店等によるサービス業での交通災害が増加しております。特に新聞販売店は昨年3人の方が、バイクが2件と自転車が1件ですけれども、配達中に亡くなられているということもありまして、新聞販売協会等の業界団体と連携いたしまして、交通労働災害防止を推進していくこととしております。

見える化の推進は、先ほどご説明した取り組みでございます。

最後に、高年齢労働者等の災害防止ということで、高年齢労働者と非正規雇用労働者等に対しまして、雇い入れ時教育や危険体感教育等、それぞれの特性に応じた教育を実施していくということとしております。

以上で安全関係の説明を終わらせていただきまして、引き続き衛生関係の説明を健康課長からお願いしたいと思います。

○健康課長 健康課長の中田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。
座って説明させていただきます。

労働衛生関係につきまして、まず、第12次労働災害防止推進計画のまとめで
ございます。主なもの2つを上げさせていただきます。

まず、化学物質でございます。

化学物質につきましては、危険有害性を有する全ての化学物質につきまして、
化学物質の製造者がラベル表示と安全データシート、通知を行う割合を80%以
上にするという目標を掲げてございます。

次のスライドになるのですが、見ていただきましたら、今の表示と通
知の話なのですが、表示は皆様見られたことがあると思うのですが、こ
のような化学品の容器のこのところにラベルを張っています。これが表示で
ございます。表示を化学物質の製造者などが行うのですが、わかりやすい
ようにこのような絵表示というのが9種類決まっております。決まっていると
いうのは、ここにあります化学品の分類および表示に関する世界調和システム、
これはGHSと申していますけれども、国連が定めた有害性、危険性を表示す
るようなシステムでございますけれども、9種類でございます。

例えば、このどくろマークにつきましては、急性毒性というクラスがござい
まして、そのうちの区分が1から4まで決まっております、どくろマークに
ついてはその区分の1から3、比較的毒性の強い4につきましては、この感
嘆符のほうになります。感嘆符はそれだけではなくて、ほかのものも含まれま

す。だから、容器を見ていただいて、すぐにわかるようにというのが絵表示、ラベルでございます。

加えまして、よく電化製品を買っていただいても、箱のところに一応の説明はあるのですけれども、中に取扱説明書がございますよね。より詳しくわかるようにしたもの、それがSDS、安全データシートです。その中身としましたら、こちらにありますような項目を含んで書いたものでございます。

もとのほうのスライドに戻りますが、このような表示と通知、これの化学物質の製造者の割合を80%以上にしようという目標を掲げてございました。これにつきましては、これをしなければならない義務対象物質と、やっていただきたいという努力義務対象物質とがございます。

義務対象物質につきましては、見ていただいたらわかるのですけれども、ほぼ100%に近い割合でやっていただいているところでございます。一方、努力義務対象物質につきましては、7割を超えたところということで、まだまだかなというようところでございます。結論といたしまして、義務対象物質については目標を達成させていただいている、努力義務対象物質につきましては目標の達成に至らなかったというところでございます。

2つ目のメンタルヘルス対策でございます。

メンタルヘルス対策につきましては、一次予防、二次予防、三次予防というようなことがございますが、一次予防でありますストレスチェック制度、各労働者への気づきということが主になるのかと思います。そちらのほうについま

しては、50人以上の事業場につきましてストレスチェックが一昨年、平成27年12月から義務化をされてございます。このストレスチェックを実施いただきましたら、各労働基準監督署のほうに実施状況報告というのをいただくことになってございます。これにより83.9%からいただいているということになってございますので、50人以上の事業場につきましては目標を達成しているというところでございます。

次に、第13次労働災害防止推進計画に話を移させていただきます。

各分野の状況と対策の方向性ということになります。

まず、メンタルヘルス、ストレスチェックの対策でございます。仕事や職業生活に関する強い不安、悩み、ストレス等を感じている労働者の割合、これは半数を超えている状況でございます。

過労死等の未然防止には、今話題になっておりますが、長時間労働の対策というのは重要なことでございますけれども、これに加えて、メンタルヘルス対策の推進が重要であると考えてございます。その中で、先ほど申しました平成27年12月からストレスチェック制度の施行により、メンタルヘルス対策の新たな一歩を踏み出しました。

ストレスチェック制度につきましては、2つのアプローチがございます。1つ目のアプローチとしましては、労働者自身の気づき、もう一つが集団分析ということでございます。1つ目の労働者の気づき、これにつきましては、ストレスチェックをやっていただいて、各労働者にその結果が示されますので、自

身の気づきを促していきます。その中で結果といたしまして、高ストレスの判定を受ける方がいらっしゃいます。ただ、その高ストレスの判定を受けましたら、本人の申し出に基づきまして、医師による面接指導を受けていただくということが重要ですが、労働者で受けられた方はごく少数にとどまっているというところがございます。

もう一つのアプローチが集団分析でございます。こちらにつきましては、労働者が特定をできない単位、課であったり部であったり係であったりということになるかと思いますが、この単位でもってストレスチェックの結果の集団分析を行いまして、職場の環境を改善する、この取り組みを行っていただくということになります。集団分析を実施いただいているのは、こちらのほうは努力義務でございますけれども、8割です。これについては、2つのアプローチのうちの一つ、会社自身が直接判断をして実施することができるアプローチ、まだ8割ですので、この割合を高めていかなければならないと思っておるところでございます。集団分析の結果、それを職場の環境の改善につなげていただいた、この実施率は約1割と、まだ低調な状況でございます。

次が治療と職業生活の両立でございます。

定期健康診断を少なくとも年1回、ほとんどの方が実施していただいていると思うのですが、働いている方は、その中で各項目の有所見率が5割を超えているという状況でございます。さらに、その有所見率の割合でございますけれども、これは増える傾向でございます。

それに加えて、労働人口の高齢化というのが進んでございます。その中で、疾病を抱えた労働者がふえるということになろうかと思うんですけれども、治療を受けながら仕事との両立、これが各事業場、会社でご対応いただかなければならない場面、こういうことが増えてくることが予想されます。

そのような中で、健康診断につきましては、健康診断を実施して、何らかの指摘、有所見がございましたら、医師による意見を会社側が徴していただいて、事後措置に取り組んでいただくということを実施することが重要になってきます。

もう一点は、先ほど申しましたように、治療と職業生活の両立支援を取り組まなければならない場面というのが増えてくるわけですので、これに対して支援をしていくことが重要であろうと考えてございます。

次に、化学物質でございます。

化学物質につきましては、産業労働の場におきまして約7万種類の物質が使われていると言われてございます。毎年100キログラム以上なのでございますけれども、1,000から1,200ぐらいの間で新規化学物質の届け出というのがございます。

このような中で、先ほど申しました表示と通知、それに化学物質を使っている事業場で各物質の危険性、有害性を評価いただくリスクアセスメント、これを実施いただかなければならない、義務化されている物質につきましては現在663物質でございます。

しかし、それ以外の多くの物質につきましては、危険性や有害性の通知さえ

不十分な状況にあるということでございます。これにつきましては、大阪で1, 2-ジクロロプロパンによる胆管がん、福井のオルトトルイジンによる膀胱がん、最近ではMOC Aによる膀胱がんが発生をしております。

こういうこともございますので、今後は、厚生労働本省におきまして、各危険有害性に関する情報のあり方を検討することになっておりますので、検討がなされた結果に基づいて対策を講じていくということになります。

もう一点、石綿でございます。石綿につきましては、現在、輸入、使用を原則全て禁止になってございます。しかし、石綿につきましては、経済性とか耐火性とか保温性、これは非常にすぐれてございまして、過去の建築物につきましては、非常にたくさん使われているという現状でございます。これが2028年、平成40年でございますけれども、この解体がピークを迎えます。このピークを迎えることから、これからこの石綿対策というのを強化していく取り組みが必要になってくると考えてございます。

次に、計画の目標でございます。

メンタルヘルス、ストレスチェック関係の目標としまして、2つございます。

1点目が、ストレスチェックに取り組んでいる事業場でございます。こちらにつきましては、50人以上の事業場でございますけれども、90%以上に取り組んでいただくことでございます。

2点目が、努力義務ではございますけれども、先ほど申しましたストレスチェックの集団分析の実施、この割合を85%以上にするという目標でございます。

3点目でございます。化学品の先ほど申しました表示と通知の話でございます。GHSで危険有害性を有するという化学物質、これの義務化をされていないものにつきましては、表示と通知を行っている割合、これを各事業場80%以上に上げていくという目標が3点目でございます。

4点目は、職業性疾病の減少目標です。大阪では職業性疾病が400件から500件ぐらい毎年発症していますが、そのうちの約7割を腰痛が占めております。腰痛では保健衛生業、この中でも介護、それに陸上貨物運送事業、特に運転者、そのような方に腰痛が多いということでございます。この業種につきまして、千人率で5%以上減少させるという目標が4点目でございます。

最後が熱中症でございます。

熱中症につきましては、第12次労働災害防止推進計画での数字と比較して、第13次労働災害防止推進計画におきましては、これを20%以上、具体的には、第12次労働災害防止推進計画が132人、これはまだ速報値でございますけれども、これを105人以下にするという目標が5点目でございます。

次に、対策でございます。

労働者の健康確保対策の強化ということでございます。メンタルヘルス対策、両立支援、どちらも企業の積極的な取り組み、これが求められているところでございます。それにつきましては、企業トップの取り組みの方針を設定いただきまして、トップ自ら方針を表明していただく、このことが非常に重要になってくるかと考えてございます。

次の過重労働でございますけれども、これにつきましては、長時間労働の抑制、先ほど申しましたけれども、医師による長時間労働者に対する面接指導、このようなことも重要なことございまして、このような取り組みを強化してまいりたいと考えてございます。

さらに、50人未満の事業場は、産業医の選任義務がございません。こちらにつきましては地域産業保健センター、こちらをご活用いただきまして、事後措置等の面接指導につなげていただいたらと考えてございます。

次は、メンタルヘルス対策等の推進でございます。

先ほど申し上げましたけれども、トップの方針の説明、方針を決めていただいて、説明いただくというようなこととあわせて、ストレスチェック制度につきましては、会社に直接その内容が伝わるということにはなっていないということを各労働者の方にご理解いただく。トップがこういうやり方をしますよ、秘密は守られるんですよというようなことを十分に説明していただいて、信頼性を築くことが重要であると思っております。ストレスチェック自体は労働者にとりましては義務ではございませんので、必ず受検しなければならないということにはなってございませんが、法の趣旨から照らしまして、労働者の気づきは重要なことでございますので、まず未受検者をなくす方向で進んでいくことです。

さらに、医師の面接指導、これにつきましても、今のようなことを実施いたしますと、申し出のしやすい環境、これが整うと思っております。

さらにストレスチェック実施後の集団分析を実施していただいた後に職場環境改善に取り組んでいただくことが重要であろうと考えてございます。

先ほど、健康診断の有所見者のお話を地域産業保健センターにと申しましたけれども、ストレスチェックも同じように、小規模事業場については努力義務でございますけれども、支援センターをご利用いただいたらということで、こちらのほうの周知も進めてまいりたいと考えてございます。

次は少し飛ばさせていただいて、腰痛対策でございます。

腰痛対策は、腰痛を発症させないためにストレッチを行うということが重要ですので、腰痛予防体操等の推進を図ってまいります。

それと、介護の現場ですけれども、大阪府の社会福祉協議会、こちらが非常に介護施設等のつながりが強うございますので、こちらと連携をいたしまして、セミナー、介護機器の導入促進につなげていきたいと考えてございます。

運転者につきましては、陸上貨物労働災害防止協会大阪府支部との連携で施策を進めていきたいと考えてございます。

熱中症につきましては、これは早い時期からの取り組みが重要になってこようかと考えてございます。大阪独自といたしましては、現場、建設現場では特になのですが、体調不良になった場合に、それがすぐに管理者らのほうに申し出しやすい環境をつくっていくことを進めていきたいと考えてございます。

次のパワーポイントなのですが、前のスライドをご覧くださいたらと

思うんですけども、これはWBGT値、暑さ指数と言われるものです。図の縦に気温がございまして、横に湿度がございます。赤いところが危険、柿色、これは嚴重注意、黄色が警戒ということになってございます。

一般に温度が高いと熱中症になりやすいということがあります。これは太陽の日射とか輻射というのを除いた表でございますけれども、例えばこちらですと、気温22度であっても、春先の暑いとき、そのぐらいであっても警戒というようなレベル、気温28度ぐらいになりますと、これは危険というレベルになります。それは、こちらの湿度が100%、浴室の中で作業するようなことがあれば、100%近いので非常に危険だなということのご認識をいただきたいと思えます。

そのようなWBGT値という暑さ指数は熱中症を防ぐ上では非常に重要な指数になるわけですが、こちらにつきましては、JIS化がされております。簡易型につきましても、昨年度JIS化になりましたので、簡易型等を用いましてWBGT値を測定いただきまして、小まめな休憩、水分補給、加えまして建設業で進んでおりますクールベスト、ベストにファンがついているようなもの、ちょっと手元になくて申しわけないのですが、普通の状態で着るとちょっと寒いと思うようなものがあります。そういうものを着用いただいて作業いただくと、熱中症を防げる可能性があると思えますので、これの着用、措置、これらを推進していきたいと思っております。

特に建設業では屋外作業が多く、危ないということがございまして、従前か

ら非常に熱中症対策に熱心に取り組んでいただいているところでございます。

こちらの先進的な取り組みもご紹介をさせていただいたらと考えてございます。

次が健康確保対策の推進、企業と医療関連の連携の促進ということでございます。

こちらにつきましては、1つ目はちょっと飛ばさせていただきまして、2つ目なのですが、大阪府地域両立支援推進チーム、これは地方自治体と関係団体でもちまして昨年に結成をさせていただきました。

この活動といたしまして、今年度はリーフレットの作成とセミナーを実施するというを考えてございます。

具体的には、このような2つのリーフレットを労働者側と事業者の皆様へということで、2つの視点からつくらせていただいております。裏に何かがありましたときの各連絡先、ここに相談したらいいよというのをつくらせていただいている、このようなリーフレットの作成の活動をいたしました。

また、今月、セミナーを開催するというので、セミナーの開催のリーフレットも作成をいたしております。

このような活動を今後もさせていただいて、企業と医療関係機関の具体的な連携を進めさせていただきたいと思っております。

一番下のところに両立支援コーディネーターというのが出てまいります。事業者と医療機関、それを結びつけていく、このようなコーディネーターの活用を促進してまいりたいと考えてございます。

次は、化学物質の暴露防止対策でございます。

化学物質の譲渡・提供者に係る基礎資料の整備というところでございますけれども、化学物質につきましては、排出、移動、これはちょっと説明がややこしいので、取り扱うという言葉を使わせていただきますけれども、化学物質を取り扱う事業場につきましては、100キログラム以上取り扱いましたら、国に届け出る制度がございます。その制度を用いまして、私どもがいろいろな施策を進めていくためには、どこで、どのような事業場で、どのような化学物質を使っているか把握することが非常に重要でございますので、基礎資料の整備を進めていきたいと考えてございます。

先ほど来申し上げておりますけれども、化学物質につきましては、法律で規制をされているもの、これは有害性のあるものでございます。危険有害性があっても、努力義務になっているものもございます。あわせて、それ以外のものにつきましては、危険有害性がわかっていないものと危険有害性がないものがあるわけですが、わかっていないものにつきましては、危険有害性があるんだという取り扱いをしていただきたいと思いますと考えてございます。

最後、石綿に関してでございますけれども、建設工事関係者連絡会議を発注者、施工者、関係団体等で持っております。この中で石綿の把握漏れの防止とか暴露防止対策、これらについて周知を図っていききたいと考えてございます。

健康課からの説明は以上でございます。

○水島部会長 ありがとうございました。

これで事務局からの説明は終わりましたので、質疑応答に移りたいと思います。

事務局の説明でご意見、ご質問がありましたら、ご発言をお願いします。挙手をしていただき、私のほうから指名させていただきます。

いかがでしょうか。

松本委員、よろしくをお願いします。

○松本委員 UAゼンセンの松本と申します。

3点ほどご質問をさせていただきたいと思います。今後の労働力不足等を考えますと、女性、高齢者、障害者、そして外国人労働者が増加をされると思われまますけれども、そのあたりの安全衛生対策という部分について、もう少し具体的な内容がございましたら、お聞きをしたいというのが1点目であります。

2点目には、小売業、サービス業の災害が増加をしているということでございます。労働局のほうも百貨店や大手の総合スーパー等を対象にいろいろ対応されているということでございますけれども、近年の動向としては、専門店的な店舗が増えてきております。例えばドラッグストアであったり、ホームセンターであったり、商品を独自に展開するところであったり、そういったところは百貨店とか総合スーパーと比較しますと、歴史が浅い部分もございますので、そのあたりでこの労働災害への防止対策をこれからどういうふうを考えておられるのかということをお聞きしたい。

それから、3点目は、メンタルヘルス、ストレスという職業生活で悩みを抱

えたときに、どういう対応をしていくかという部分で、私どもの組織の中で、昨年、1万数千名を対象にアンケートをとりました。そうしますと、職業生活で悩んだときには、誰に、どこに相談をするのかという問いかけをしますと、やっぱりベストスリーは職場の同僚、家族、そして友人・知人なんです。

しかし、こういった問題に対しては、企業のほうも相談の専門的な窓口をつくったり、産業医を設置したりされているのですけれども、そこに相談に行かれる方はまだまだ非常に少ないのが現状です。そこで、このあたりをもう少し引き出すような形のを、これからどういうふうに企業側へ指導されていくのかということもお伺いしたいと思っております。

○水島部会長 それでは、事務局、お願いします。

○安全課長 まず、1点目のご質問でございます。高齢者対策ということでございます。

高齢者対策のポイントといたしましては、身体機能の低下に配慮した安全対策を推進していくということが重要ではないかと考えております。

具体的には、第13次労働災害防止計画にあわせて実施しますリスク“ゼロ”大阪推進運動というのを展開する予定にしております、この中の活動の一つといたしまして、安全Study活動、冒頭、私の説明で、方向性としまして、各級に応じた教育の充実と働き方の多様化に対応した対策ということを申し上げたと思いますが、その一つとして、5年間かけまして、この教育に力を入れていこうと思っております。

特に、ご質問の高年齢労働者、非正規労働者等の中には、おっしゃっていただいていますような外国人労働者も含めてなんですけれども、まず、高年齢労働者の災害で多いのはやっぱり転倒災害でございまして、これはなぜかといいますと、自分ではいけると思ったのに実は足が上がっていないとか、あるいは、つまずいて転倒したけれども、私でもたまにあるんですけれども、振り返って見るとどこも段差がなかったとか、単なるじゅうたんの目地だったとか、そういうこともありまして、まずは身体機能の低下を自覚していただくということが大事ということで、そういうツールを用いて教育をすることとしております。

それから、危険体感教育など、特性に応じて教育をするということで、厚生労働省でも、以前から前のスライドにありますように、こういう高年齢労働者に配慮した職場マニュアルですとか、いろいろな職場改善事例があります。これは単なる例ですけれども、例えば安全靴でも、ホームセンターに行ったらいろんな種類を売っているんです。これが一番安いやと買って帰らしても、例えば重心の位置が、前に鉄か、最近は強化プラスチックが入っているもありますけれども、鉄が入っていると、前が下がってしまい、歩いているときに爪先が下がってつまずきやすいなどの問題もあるので、高齢者については、靴を選ぶときでもこういう配慮をしましょうとか、そういうことを冊子でお願いしていくということも考えております。

あと、先ほどの身体機能の低下につきまして、このスライドは中央労働災害防止協会が行っています教育の一環なのですが、体力の衰えにより災害のリス

クも高まるということで、いわゆる運動、手を挙げたり、反復横跳び運動などをやってもらって、あなたは若いとき20回できたけれども、今はやっぱり14回しかできません。そういう体力の低下も踏まえて、作業のやり方を考えましょうということを指導していくことにしております。

それから、衛生対策としまして健康課長から説明します。

○健康課長 高齢者対策でございますけれども、高齢者になりますと、筋力の低下というのがどうしても発生し、腰痛になりやすいということがあろうかと思えます。これにつきましては、先ほども申し上げたのですけれども、腰痛の予防の体操を普及していくことが重要かと考えてございます。

高齢者に限らないのですけれども、まず、建設現場でしたら、作業を始める前、朝礼の前によく体操をしています。介護の現場等でこういうことをしていたら、かなり作業される前に足・腰の筋肉がほぐれて、腰痛が防げると考えているところでございます。

また、運転者につきましては、長時間運転をされて、その後ですぐに荷の積みおろしをすることになると、腰痛が発生してしまうということがございますので、その際には、車の壁、トラックの荷台などを利用して簡単にする体操がございまして、そういうものを工夫していくと効果的と考えています。

もう一点は、今の車では余りないのですけれども、暖機運転とか冷機運転とかいうのがありました。この冷機運転に当たるクールダウンをする。仕事が終わってクールダウンのときに腰痛体操をしていただくということが重要になっ

てくるのと考えています。そこで、始めるときにやって、作業をする途中でやって、また終わるときにやっていただくというようなことが重要になってくると考えてございます。

もう一点は、健康面につきましては、先ほど申しましたように、健康診断の有所見率が5割を超えているところがございます、高齢に伴って罹患率が上昇するということが考えられます。ですので、健康診断を実施し、その後で医師等による意見を徴していただいて、最終的には、その具体的な措置、長時間労働の制限であったり、時間を短くしたり、職場配置の転換をしたりというような事後措置につなげていただくことが重要と考えてございます。

それと同時に、先ほどちょっと申しましたけれども、両立支援というのが重要になってくると考えてございます。両立支援につきましては、事業場における治療と職業生活の両立支援のためのガイドラインというのが、一昨年2月に発出をされてございますので、こちらの普及にあわせて、説明の中では医療機関、企業、コーディネーター、この三角形で、この上にありますようにトライアングル型支援、これは働き方改革実行計画、昨年3月28日に決定をされてございますけれども、その中でも出てくるトライアングル型支援、これを進めていくことが重要だと思っております。

この中心に疾病を患った労働者の方であったり、その家族であったりがいるわけですが、コーディネーターでもって支援をしていくことが重要になってくると考えてございます。

○安全課長 高齢者対策で特に建設業では、先ほど高齢化が進んでいると申し上げたのですけれども、危険体感教育、今年度も引き続き実施する予定しています命綱GO活動というのを現場で推進していただくのですが、その中のメインとしていますのが危険体感という、今、VRとかで眼鏡をかけて、ビジュアルで鉄骨から落ちるのを体感してもらうとかというのが各現場でも入っております。先ほどご案内しましたハーネス型の安全帯を使った場合とか、胴ベルト式でやった場合のぶら下がったときのしんどさ、これも若い方ですと、5分ぐらいぶら下がっていても大丈夫らしいのですが、やっぱり加齢とともにすぐにしんどくなってきます。

もう一点は、各朝礼が終わった後に、実際に安全帯を掛けかえる訓練をしてもらっています。これは、大体鉄骨の上というのは幅20センチぐらいの鉄骨の上をトビの方が歩いていくのですけれども、これも加齢とともにバランス感覚が悪くなるということで、実際に高所でやることができませんので、地上に幅20センチ、長さ2メートルぐらいの鉄骨を置きまして、親綱を1本張って、そして安全帯を実際にかけて、その上を歩かせます。そうしますと、やはり高齢の方はちょっとよたよたとしてバランスを崩して落ちたりするというところで、自分のバランス感覚も衰えているなというのもわかってもらえるということで、この危険体感教育と安全帯の試行ゲート、このあたりも進めていこうかなと思っております。

それから、障害者、外国人等の対策ということにつきまして、先ほど申し上げ

げた安全見える化の活動の中で、このスライドの事例は、先ほどのスーパーマーケット等の連絡協議会で実際に取り組んでいる事例を報告いただいたものを、私どもが見える化事例として各署に配布して、そういう飲食店とか行くときに使ってもらおうと考えておりまして、障害者対応の場合は状況によっても配慮が異なるということ、ただし、4月からまた雇用率も引き上げになるということで、基本的には全ての事業場に障害を持たれた方がおられるということをご前提にいたしまして、その特性に応じたやはり安全教育が重要ではないかと考えています。

安全標識でもグローバル安全標識を使いますとか、こういうふうに安全教育、当然会社に入ってきたら雇い入れ時の教育とか作業の前に教育するのですけれども、できるだけこういうわかりやすくビジュアルを用いることで、いろいろな障害を持たれた方にも対応できるだろうということです。

このスライドは、例えば耐切創手袋です。包丁とかで手を切れないように切創手袋をする場合、その上からニトリル、衛生面でよくないので、手袋を大体二重にするのが一般的なので、これをしましょうという例です。あと、ぬめりのある魚につきましては、軍手をしましょうという例です。うろこを取るときはこういう形でやりますとか、背びれをさばくときは、魚の方向はこっちですよと、具体的に見たらすぐ誰でもわかるようにするというので、外国人労働者に対してもこういうビジュアルで教育することでわかりやすいです。こちらでも包丁の正しい洗い方、こっちは間違っていますよということで、ひと目見て

わかるような、こういう見える化を図っていくということを考えております。

それから、外国人につきましては、新聞でも報道されていますけれども、全国で死亡と認定された外国人技能実習生が3年間で22名ということで、かなり多数の方が亡くなっておられます。外国人労働者は大阪では7万2,000人ぐらいが働いておられまして、昨年よりも22.4%増加しています。こういう状況の中で昨年施行されました技能実習法に基づいて、制度の適正化を図っているところでございまして、外国人技能実習機構と私ども監督機関とが連携しながら、適正な安全性の確保に取り組むこととしております。

特に中国籍とベトナム籍の方が多いのですけれども、スライドのようにいわゆる母国語表示の危険表示を行うということも事業場に対して引き続き指導していこうと思っております。

あと、国際研修協力機構、JITCOと言いますけれども、そういうところと私どもも協力しておりまして、技能実習生を使っている事業場を対象としまして、労働災害防止の研修会を行っているということでございます。1点目は以上ですけれども、よろしいですか。

続きまして、2点目、いわゆる小売業で特に店舗を展開している企業におきましては、おっしゃってもらっているスーパーマーケットもありますが、コンビニエンスストア、ドラッグストア、それからホームセンター、家電量販店、そういうところの災害はやはり多いです。

特に、先ほども申し上げたように、高齢化による災害も多いということで、

上位の30企業のブランドで実は災害の半数近くを占めているという状況でございまして、そこにつきましては、まず1点目の本社企業へのご指導ということにつきましては、先ほど申し上げた連絡協議会等で行っておりますし、第13次労働災害防止計画におきましては、各署におきまして、もう少し規模の小さい多店舗展開しているスーパーマーケットですとか、そういうところにつきましても少し手を広げて行っていくこと等を考えております。

ドラッグストアとか、いわゆる店舗の小さいところにつきましては、1つ目は、家具・家電量販店の場合の災害の特徴といたしましては、どうしても照明器具が天井からぶら下がっているという関係で、脚立を用いて照明器具を変えたり、お客様から言われて、それを取るということで、墜落災害が多く、そういうリスクも高いということで、これを踏まえて指導していくこととしております。

それから、ドラッグストアにつきましては、どうしても在庫品を無理に積み上げているということで、やはり脚立を使つての転倒が多くなっています。

コンビニエンスストアの場合は、調理自体はもともとセントラルキッチンで行ってきていますので、販売するだけですけれども、そこでおでんを温めたり、電子レンジで温めたりということで、やけどの災害が多く、特に深夜22時から6時の間に災害が発生しています。

こういうことも踏まえまして、私どもが作成しています小売業の労働災害を防止しましょうということで、スライドで今お見せしているのはこの一部なのですけれども、こういう多様なスーパーとか百貨店向けとかという災害防止の

事例が載ったものがございますので、これに基づいて適宜災害防止を図っていかうかと考えています。

それから、セミナーも行ってございまして、こちらは厚生労働省の委託事業ですけれども、いわゆる小売業、飲食業の経営トップの方、店長とか先ほど申し上げたエリアマネージャーとか、そういう方を対象にして災害防止のセミナーを行っております。

それから、中央労働災害防止協会で、これも無料でございますが、支援事業で、無料で会社に来てもらって、会社の社員教育をしてもらったり、場合によっては各店舗に行って、個別に安全診断をしてもらうという制度もございまして、こういうものも活用しながら、各店舗についても災害防止を図っていかうと考えております。

2点目は以上でございます。

3点目は、健康課長から説明します。

○健康課長 先ほどメンタルヘルス関係のお話で、そういうふうな不調に陥るようなことがあれば相談するところとして、同僚、家族、友人・知人が多いというようなお話がございました。このことにつきましては、ストレスチェックの高ストレス者の申し出も似たところがあるのでございますけれども、やはり進める方向といたしましては、先ほど申し上げたのですけれども、まずトップのこうやるんだというような方針と表明というのが重要になってくるだろうと思っております。

1つは、各大手の事業場にお伺いをさせていただいて、お話をお伺いしますと、そういうふうな不調があらわれた場合、どちらのほうで相談をされるんですかとお伺いしますと、いや、うちにはこういうところがあって、やってもらったらいし、上司にも相談はいつでもできるんですよとおっしゃいます。そのことにつきましては、今後のその方の人生が左右されるような内容が含まれているというふうに理解してございます。また、産業医さんに直接ご相談をするというのは少し重いので、看護職か何かを配置されておって、そちらのほうでいろいろな機会に職場を見られたり、または健康診断等の結果のときの相談会、そのようなときに相談をされる機会が多いですよというような話もございました。

ですから、まずは、相談する場所を確保いただくということと、有料、無料、いろいろございますけれども、外部資源を活用するというような方法、こういうことを会社のほうでとっていただくというような方法があると思います。

いずれにしても、そういう制度が有効か無効かにつきましては、その会社が本当にそういうことに取り組んでいただけるかどうかということにかかっていますので、経営トップに対する啓蒙を進めていきたいと考えてございます。

以上でございます。

○水島部会長 ありがとうございます。

松本委員、よろしいでしょうか。

○松本委員 はい。

○水島部会長 そのほか、ご質問いかがでしょうか。

島岡委員、お願いします。

○島岡委員 丸島アクアシステムの島岡でございます。よろしくお願いいたします
ます。

まずは、労働災害防止に対しての長年にわたる真摯かつ多岐に渡る取り組み
に敬意を表したいと思っております。

質問というよりは、私の不勉強で少し教えていただきたいことが2点ござい
ます。

1点目でございますが、死亡災害は、冒頭のご説明にありましたように、減
少傾向、死傷災害は増加傾向と、こういう理解をしておりますけれども、これ
は業種別の就業人数の変化とどのような相関関係にあるのでしょうか。より具
体的に申し上げますと、どうしても死亡災害は建設業、製造業に多いのかなと
思っているのですけれども、この就業人口が減れば、当然それも減ってきます。
そうなれば、十分減っていると言えるのかと、その辺りが少しよく理解できて
いないものでございますから、教えていただきたいと思えます。

2点目でございますが、死傷災害における目標値の設定についてございま
す。

第12次計画で死傷災害が14%以上減少、こういう目標値を立てておられて、
第13次計画においては、死傷年千人率5%以上という表現に変わっていると思

いま。この死傷年千人率5%以上というのは、ご説明にあったように、就業人口の変化に応じてより正確にということと理解したのですが、これは14%以上減少という目標と比較して、年千人率5%以上というのはハードルが高い目標なのか、それともそうでもないのか、教えていただければと思います。

以上2点です。

○安全課長 ありがとうございます。ご説明させていただきます。

まず、1点目の就労人数の変化との相関関係なのですが、このスライドは大阪労働局における災害の推移をグラフにしたものでございますけれども、先ほど申されましたように、順調にずっと平成20年までは死傷災害が減少しておりますが、ここ10年近くはずっとほぼ横ばいになっております。死亡災害は3分の1以下まで下がっているということでございまして、これは冒頭申し上げた第9次労働災害防止計画から20年ぐらいの長いスパンで見ただけの場合におきましても、死亡災害のほうは建設業では半数、製造業も半分近くということで大体減少しております。全体としましても42%の減ということで、こちらは順調に減少しておりますが、死傷災害のほうは、製造業と建設業は半数近くまで減っているにもかかわらず、小売業は12.3%、社会福祉業は2.5倍、飲食店も4割増ということで、この3つが増加しています。

これは、経済センサスによります労働者数の移動、このスライドは5年に1回の調査になっていきますので、ちょっと古いデータになって申しわけないのですが、平成21年当時に大体70%ぐらいが第3次産業で働いておられたの

ですが、今は75%ということで、労働力人口も増えております。それから、製造業のほうは、逆に、見ていただいたように人口も減っているということで、やはりおっしゃっているように、労働人口が減った業種については災害も減っています。第3次産業につきましては、労働人口が増えているという状況が一定うかがえます。

第3次産業の労働人口が増えると、なぜ災害が減らないかといいますと、これは私の主観的なものもあって、ひょっとしたら間違っているかも知れませんけれども、製造業での災害のパターンというのは挟まれ・巻き込まれですとか、機械関係に巻き込まれことが多いですし、建設業におきましても、多いのは墜落災害ですけれども、それ以外でも丸のこで手を切ったとか、溶接機で感電したとか、そういう災害があるのですけれども、比較的安全意識はここ近年ずっと高くはなってきておりますので、工場に行きましても、安全装置が設置されたり、カバーがついているとか、手を出したら自動的に光センサーでとまるとか、安全装置等の普及によりまして、挟まれ・巻き込まれ災害が減少しています。

あと墜落につきましても、死亡につながることが多いですけれども、昔ですと、現場に行きましたら、ヘルメットもかぶっていないところが多々ありましたがけれども、最近ヘルメットをかぶっていない現場はなくなっていますし、安全帯を少なくとも腰には巻いていただいているところは多いです。私も調査するときは各現場回らせてもらいましたけれども、みなさんしてはおります。

ただ、残念なことに、使っていないから、あれだけ事故が起こっているのですけれども、そこは今後の課題かなと思っています。そういう意味で、建設業とか製造業は安全対策を打っていけば、どんどん災害が減っていくということで、順調に下がってきています。

一方、第3次産業の場合は、このスライドを見ていただきますと転倒が31%で、無理な動作・反動というのは実はこれは腰痛なんですね。腰痛と転倒で50%、半数近くの災害がこの2つを占めているということです。

実は、この転倒災害の防止というのが、なかなかこれという対策がないのです。先ほど申し上げたような靴の問題ですとか、自分の体力を一定よくわかってくださいとかというような形で今後取り組んでいこうと思っているのですが、特効薬がない関係で、ここがなかなか減少できないので、労働人口が増えている、しかも、その増えている部分の半分近くを占めている転倒災害がなかなか減らせないということが、どうも最終的に災害が減少しなかった、第12次災害防止計画が達成しなかった要因ではないかなと思っていますところでございます。

○島岡委員 ありがとうございます。

○安全課長 2点目の目標設定の数値のところです。

ここにつきましては、申し上げましたように、第3次産業におきましては、本来は災害件数が減っていかないといけないところが、逆に増加してしまっているという背景を今申し上げたところでございまして、1つは産業構造変化と、それから高齢化でございます。

このスライドは高齢化のグラフでございます。近畿の労働人口で、5ポイントぐらい60歳以上は増えていきますし、逆に40歳未満のところは大幅に減っているということで、これは労働者が高齢化していくということで、高齢化しますと、先ほどのお話じゃないですけども、転倒災害ですとか、腰痛、いわゆる行動災害、そういう災害が増えてくるということで、こちらについては当然いろいろな対策をこの5年間で考えております。

また、さまざまな雇用形態に対応した災害防止対策を講じていくということであって、これらを踏まえて、まずは千人率という考え方は、先ほど申し上げましたように、人口が半分になって、災害が半分になったから減った、減ったというわけではないですよということです。今後、特に社会福祉施設は2倍近くまで人口が増えたりしていますので、5年間かかって、一定最終的に評価するには、千人率という手法がいいんじゃないかという、これは本省の計画もそういう形が変わっておりますので、大阪も千人率という形を使わせてもらおうと考えております。

もう一点は、5%としたというところなのですけども、おっしゃるように第12次労働災害防止計画で14%だったのにというのはあるんですけども、今のところ、この第3次産業を落としていくという背景の中で、まずは増加に歯どめをかけていくこと。ずっと増加してきていますので、少なくとも増加に歯どめをかけるということで、一旦、目標設定を5%にさせていただいたというところでございます。

○島岡委員 よくわかりました。ありがとうございます。

○水島部会長 ありがとうございます。

島岡委員、よろしいでしょうか。

○島岡委員 はい。

○水島部会長 そのほかご意見、ご質問ございませんでしょうか。

松川委員、お願いします。

○松川委員 松川でございます。よろしく申し上げます。

労災防止に向けた取り組みということで、もう長年取り組んでいただいて、労働者の立場からも感謝申し上げたいと思っております。

本日示していただきました第13次労働災害防止推進計画ということで、大まかには賛成、内容については承知をしたという上で、ご意見を2点だけですけども、させていただきたいと感じております。

労働衛生関連のところでございますが、先ほどもありましたメンタルヘルスのところです。パワーポイントの資料でも、まず分析をしていただいておりまして、ストレスチェックの義務化が始まりました。各企業でおそらく導入もされておまして、個別のことで申し訳ございませんが、弊社でももちろんやらせていただいています。

そして、ストレスチェックをやった後の話が、このパワーポイントの資料のとおりだと思っております。ストレスチェックの結果をどう生かすかというのが非常に大事なところだと思っております、この定着がまだまだ進んでいない

のじゃないかと感じておりますし、我々の労働組合の上部組織は、JAMでございますけれども、そちらの分析でもまだまだ活用が進んでいないということは、労働者の立場からも強く訴えていかないといけないのじゃなかという総括が先日もされたところ です。

その中で、このパワーポイントの分析の結果のとおりなので、この内容を推し進めていただきたいなど。要は集団分析の結果を活用した職場環境の改善への取り組み、ここが一番の肝だと思っておりますので、ぜひとも強力に進めていただきたいという意見を、補足ですけれども、させていただきたい。

その中で質問といえますか、感じたことが1つありまして、ここは大阪の地ですので、労働者数が50人未満の事業場というのが、やはり中小企業が非常に多い中で、50人という縛りを設けて今義務化となっております。少ないところでいくと、やはり5人、10人で働いているようなところもあります。そこについて、メンタルヘルスに関してストレスチェックの制度化をまだちょっととどまっているというようなところかなと思っております。

本日のパワーポイントの資料でいくと、50人以上という縛りでは、目標値の設定もされておったところですが、そういった中小企業に対するメンタルヘルス、ストレスチェックに関してのお考えがございましたら、お聞かせ願いたいなどと思い、意見と質問をさせていただいています。よろしく願います。

○健康課長 ありがとうございます。

今、1点目におっしゃっていただきました集団分析の活用、これは非常に重要なことで、最終的には、おっしゃっていただいておりますように、活用しなければ、仮に実施をいただいても、何も変わらないということになります。これについては、大阪はその活用が約1割ということで、非常に少ないわけですが、まず集団分析の実施率を上げまして、その上で、その活用というか、ぜひとも指導させていただきたいと考えてございます。

50人未満の事業場につきましては、現在義務化ということになっていない状況でございますけれども、中小だからメンタルヘルスが起これないということではないので、同じようにストレスチェックを進めていただきたいという思いはございます。

それにつきましては、労働者健康安全機構、具体的には大阪産業保健総合支援センターが窓口になっているストレスチェックの助成金等、こういうもののご案内をさせていただいて、ぜひともこれを実施いただきたいという思いでございます。

現在のところ、義務化ということではないので、今後、義務化に進みまして、よりこちらのほうの規模につきましてもやっていただけたところが増えるかと考えているところでございます。

○松川委員 ありがとうございます。

やはり今おっしゃっていただいたように費用の話もかなりハードルが高いんだと思っています。その助成金が受けられるということ、中小企業の方には

特に周知していただきたいなと思います。我々からもそのような制度があるよ
うことは伝えていこうとは思っていますので、共に協力させていただきな
がら、推進に向けていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたしますま
す。

○水島部会長 松川委員、ありがとうございました。

そのほか、いかがでしょうか。

上田委員、お願いします。

○上田委員 昨今、人手不足が言われていますけれども、人手不足と労働災害
の発生との因果関係みたいなものはどこかで見られることがあれば、まず教え
てほしいと思います。

○安全課長 直接、統計で人手不足だからというふうにはなかなか難しいので
す。ただ、建設業が冒頭申し上げましたように、死傷災害が減っている全体の
流れの中で死亡災害が増えているということで、よく会社の方が来られるたび
に、災害が増えている要因は何でしょうかというお話を聞きますと、1つは、
これは直接原因ではなく、感覚的なものをおっしゃっているのですけれども、
やっぱり東京オリンピックがあるということで建設関係は東京の方はかなり活
発になっておるということで、二次、三次の業者さんなんかは、だからといっ
て東京に行くことは余りないらしいですけれども、やっぱりゼネコンさんの場
合は各支店がありますよね。どうしても東京の方に安全担当者の異動があるみ
たいでございます。そのような関係で、どうしても安全を管理する者が不足し

ているという声は聞いております。

ただ、だからといって災害が増えていいということでもないので、それも一つの要因的なものもありますし、実際、建設業界、関西も今後また万博等の誘致もあって工事現場が増えたり、中国等からの旅行者が多いということで、ホテル建築も多いですけれども、そういう関係で専門職が足りないという声をよく聞いています。なので、どうしても工程に無理が出ますので、当初建てた安全計画どおりに工事が進まなくて、例えば1日から仕事入ってくださいと言っている職種が入ってこないために、急遽工程変更することとなり、それが結果的には災害につながっているのじゃないですかという話も聞かないことはないです。

ただ、おっしゃるように、ここがこうだから、これにつながっているというふうに、バックデータとして私どもは持っていないというのが現状でございます。

○上田委員 人手不足によって特定の幾つかの業種において労働実態が過酷化して、それが災害につながるようなケースはないのだろうかというのがございまして、伺った次第です。ただ、その辺りのところを今後も注視していただけたらと思います。

それから、もうあと2つ伺いたいのですけれども、1つは、過労死のところで、トップの取り組み、方針の表明というのが大事だということを過労死の防止対策のところでお書きになっています。まさしくそのとおりだと思っている

のですけれども、その取り組みを推進されるということについて、どのようにトップの方針表明を促進していかれるのだろうかというのをまず教えてください。

○健康課長 各事業場に私ども職員がお伺いして、いろんな調査をさせていただいたり、お話をさせていただいたりということがございます。ただ、なかなかトップにそれが伝わっているかどうかというところは、わかっていないところがございます。そこで、私どもは局の幹部がリーディングカンパニー、大きな事業場にお伺いさせていただいて、直接トップにお話をさせていただく場面がございます。また、各監督署の署長等がトップとお話をさせていただく場面がございます。そういうトップの方とお話をさせていただく機会におきまして、今のようなことをお伝えさせていただいて、企業トップがみずからそれにご理解をいただいて、取り組んでいただくということをお願いしているところでございます。

○上田委員 よろしく申し上げます。

それともう一点、ご説明にはなかったのですが、受動喫煙対策について、第12次計画を拝見していますと、大阪では数値目標の設定がないと書かれているのですが、それはどうしてなのでしょう。

○健康課長 もともと、どの程度の会社に取り組んでいるかというのはなかなか把握しにくいというのがあるのですけれども、努力義務の段階ですので、その対策を推し進めるにつきましては、設備の面で受動喫煙の助成金を周知させ

ていただいて、受動喫煙の防止に努めていくというようなことに力を入れさせて
いただいているということで、具体的な目標としての設定はさせていただ
いておりませんでした。

○上田委員 いま一つよくわからないのですけれども、国が数値目標を設定し
ているにもかかわらず、大阪としては、なぜ数値目標を掲げないのかなとい
うのがいま一つ腑に落ちないんです。

○労働基準部長 私のほうからお答えさせていただきます。

数値目標を設定するのと実施する施策というのは、必ずしも一致していない
ところがございます。といいますのは、数値目標を設定する際には、現状が
何%で、これを何%にするということが必要ですが、今、厚生労働本省では全
国調査をやっておりまして、その大阪のサンプル数というのが非常に少なく、
全国ではああいふ傾向にあるというのは一つお示しできるのですが、大阪の数
値は実態を把握していないと考えており、また、大阪で独自に受動喫煙の調査
をするかという、これは大変恐縮なんですけれども、ほかのメンタルヘルス
とか、そちらに比べてそこに予算なり業務量を投入して把握することが難しい
こともございまして、数値目標としては評価ができないので設定はさせてい
だいておりません。

ただ、委員ご指摘のとおり、受動喫煙対策を決してやらないということでは
ございませんので、さまざまな施策を実施し、特に力を入れているのは先ほど
申しました助成金を使っていただくことによって促進し、様々なセミナーでご

ございますとか、監督署で指導させていただいているとご理解を賜ればと思っております。

○上田委員 それでは、この助成金の件数自体がぐっと落ちたのはなぜなのですか。

○労働基準部長 すみません、助成金の件数でございますか。

○上田委員 平成28年の件数が23件、それが去年は2件と、減少になってございますが、なぜこんなに減っているのかなど。

○健康課長 それにつきましては、今年度は既に30件程度、現在は出てございます。その統計をとりましたときに出ていなかったのも、ちょっと少ない数字になってございます。

○上田委員 ここに記載されている2件というのは、もう現時点では30件に増えているということなのでしょうか。

○健康課長 年度末の駆け込みの需要もございまして、約30件程度になってございます。

○上田委員 そういうことですか。わかりました。

これから五輪に向けて受動喫煙対策が重要になってくると思いますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○水島部会長 ありがとうございます。

それでは、ほかにはいかがでしょうか。特にございませんでしょうか。

それでしたら、ご意見もいただきましたようですので、この第13次労働災害防止計画につきましては、3月13日に開催いたします大阪地方労働審議会において本日の部会の審議状況を事務局より伝えていただくことにいたします。

また、事務局は本日いただいたご意見等を踏まえまして、この大阪労働局第13次労働災害防止推進計画に基づき、的確な行政運営に努めるようお願いいたします。

これで、あらかじめ用意した議題は終わりますが、ほかに何かご意見やご質問がありましたら、ご発言をお願いいたします。

よろしいでしょうか。

それでは、本日は円滑な審議にご協力いただきまして、ありがとうございますました。

事務局にマイクをお返しいたします。

○監督課長 皆さん、本日はありがとうございました。

事務局からご連絡する事項等はありません。

これで、本日の労働災害防止部会を終了いたします。

本日はどうもありがとうございました。